

指定訪問介護・指定訪問介護相当サービス 重要事項説明書

〔令和6年6月1日現在〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	特定非営利活動法人 たすけあい すぎな
代表者名	理事 井上智子
所在地・電話番号	埼玉県越谷市下間久里998-1 鵬松101号 電話番号 048-976-6230
法人設立年月日	平成12年 2月 1日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	特定非営利活動法人 たすけあい すぎな
事業所番号	訪問介護・訪問介護相当サービス (指定事業所番号 1170800419)
所在地	〒343-0045 埼玉県越谷市下間久里998-1 鵬松101号
電話番号	048-976-6230
FAX番号	048-976-6288
通常の事業の実施地域	越谷市、春日部市、松伏町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後5時まで
○休業日及び時間外の連絡先 電話番号	

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画(訪問介護相当サービス計画)を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 ・訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業所等のサービス関係者に情報共有します。 	常勤 2人 非常勤 0人

訪問介護員	訪問介護計画(訪問介護相当サービス計画)に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤 0人 非常勤 12人
-------	---	------------------

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともにを行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

○サービス提供時間帯

	早朝 6時～8時	通常時間 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～翌朝6時
平日	○	○	○	×
土・日 祝祭日	○	○	○	×

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上1時間未満	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上1時間30分未満	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	854円 を加算	86円 を加算	171円 を加算	257円 を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		677円 を加算	68円 を加算	136円 を加算	204円 を加算
生活援助	45分以上	2,292円	230円	459円	688円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,042円	105円	209円	313円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算(I)	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。	1月につき 1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算(II)	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては、許可病床200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定	1月につき 2,084円	209円	417円	626円

※人件費や賃料の地域格差もあることを考慮して、上乘せの地域加算が設けられています。越谷市は地域加算が6級地に該当しますので、料金10円につき10.42円と換算して計算されています。「地域区分別1単位の単価(6級地)10.42円」

※国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の18.2%	

(2) 訪問介護相当サービスの利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

区分	サービス内容	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	2割
訪問型独自サービス 11 (訪問介護相当サービス)	1週間に1回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた場合	1月につき 12,253円	1,226円	2,451円	3,676円
訪問型独自サービス 12 (訪問介護相当サービス)	1週間に2回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた場合	1月につき 24,476円	2,448円	4,896円	7,343円
訪問型独自サービス 13 (訪問介護相当サービス)	1週間に3回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた場合(要支援2の利用者に限る)	1月につき 38,835円	3,884円	7,767円	11,651円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問型独自サービス 初回加算 (訪問介護相当サービス)	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円	417円	626円

※人件費や賃料の地域格差もあることを考慮して、上乘せの地域加算が設けられています。越谷市は地域加算が6級地に該当しますので、料金10円につき10.42円と換算して計算されています。「地域区分別1単位の単価(6級地)10.42円」

※国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算 III	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の 18.2%	

(3)交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km未満 1,000円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上 2,000円

(4)キャンセル料(訪問介護相当サービスを除く)

利用日の前日午後5時までにキャンセルの連絡がなかった場合は、キャンセル料800円をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急 御連絡ください。

(5)その他

- ①利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ②通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1)請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月25日までに利用者あてにお届けします。

(2)支払い方法等

- ① 翌々月10日までにお支払いください。
お支払い方法は、郵便振替、現金集金の2通りの中からご契約の際に決定させていただきます。
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡しますので必ず保管してください。
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当を置きます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 ハラスメント対策

事業所は、適切な訪問介護(訪問介護相当サービス)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優先的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとします。

10 業務継続計画の策定などについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護(訪問介護相当サービス)の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的年1回以上実施します。
- (3) 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 感染症や非常災害の発生時において、訪問介護(訪問介護相当サービス)の休止、縮小、変更等についてご相談をさせていただく場合がございます。

11 第三者評価実施状況

当事業所は第三者評価機関による評価を実施していません。

12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

13 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	AIG損害保険株式会社
保 險 名	業務災害総合保険、賠償責任保険

14 サービス提供に関する相談、苦情

苦情相談窓口

担 当	
電 話 番 号	048-976-6230
受 付 時 間	午前9時から午後5時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

	越谷市 地域共生部 介護保険課	048-963-9168
		048-963-9169
	春日部市 健康保険部 介護保険課	048-796-8275
	松伏町 いきいき福祉課	048-991-1886

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	048-824-2568 (苦情相談専用)
--------------------------------	--------------------------

年 月 日

指定訪問介護、指定訪問介護相当サービスの提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県越谷市下間久里998-1 鵬松101号
法人名 特定非営利活動法人 たすけあいすぎな
代表者名 井上 智子

説明者

事業所名 特定非営利活動法人 たすけあいすぎな
氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者住所

氏名

(代理人)住所

氏名

(続柄)